

日本の産業は、WTO や EPA における市場アクセス等に関する適切な国際規律の確立が生命線となることから、今後は、農業分野においても国際規律に対応しうる政策の展開を図らなければならない状況にある。

しかしながら、わが国の現状は担い手の高齢化や中山間地域等における過疎化の進展等により耕作放棄地が拡大する状況にある。

加えて、昨今の地球温暖化による異常気象や原油価格の高騰等に対応するためのバイオエネルギー政策の推進により、小麦、とうもろこし及び大豆等の価格が高騰し、世界的規模の人口増もあることから、食料は今や国家戦略の上で重要な戦略産業となっている。

このような状況において、わが国の食料自給率は年々低下し 39% である。

今こそ、この食糧自給率の意味するところを広く国民に周知すると共に、「国民の命を守る食糧」の重要性を啓発し、国民合意の上に立った国家戦略としての食糧生産を行う農業の確立のため、これまでの農林水産省の所管にとらわれることなく、強力な施策の展開を図らなければならない。

以上の観点から平成 19 年産米の生産過剰による米価下落緊急対策をはじめとする米対策（政策）について、当米政策特別 P.T.は、新規就農者をはじめ、農業者団体、農業経営者、指導農業士会等から意見聴取を行い、精査し取りまとめた結果、米対策に関する緊急提言と政策立案に当たっての基本的視点の二点について提言する。

# 提 言

## 米対策に関する緊急提言

- 1 生産調整は、国の責任の明確化を図り、県、市町村、農業者団体が連携し、強力に推進する体制を構築すると共に、生産調整実施者メリット策の拡充・強化を講じること。
- 2 産地づくり交付金は、平成19年から21年まで交付額が固定され、生産調整が増えると面積あたりの額が減るので、思い切った支援とすること。
- 3 県間調整は、国が関与し大胆に行うこと。  
(生産調整機構等の創設による国の強力な関与)
- 4 転作作物については、適地適産の観点やエネルギー・地球温暖化対策からも飼料用米やバイオエタノール用稲も認めるなど、対象作物を拡大すると共に、産地づくり交付金等を活用した強力な支援を行うなど大胆な施策転換を図ること。
- 5 地域農業の担い手が、夢を持ち将来展望を描いて農業に取り組めるよう、品目横断的経営安定対策を米価の大幅下落時にも対応できるよう見直すと共に、再生産が可能な水準まで補填する制度を構築すること。  
また、地域農業の担い手要件（支援要件）は、「意欲を持っていること」が大切であり、面積要件のみで決定することなく、中山間地農業等にも更に考慮するなど柔軟に対応すること。

## 政策立案に当たっての基本的視点

- 1 食料自給率の意味するところを広く国民に周知すると共に、「国民の命を守る食料」の重要性を啓発し、国民合意の上に立った国家戦略としての農業政策を展開すること。
- 2 農業のもつ多面的機能を発揮するため、景観保持、国土保全、水源管理等の観点からの施策を展開することが必要である。
- 3 中山間地域と平場等における農業経営は、明らかに条件が違うことから、それぞれに適した施策の展開を図ることが必要である。
- 4 農業者（担い手）と農家（農地所有者）をはっきり区別した施策の展開が必要である。
- 5 専業農家、兼業農家それぞれに目標をはっきりと示し、お互いが機能発揮することで相互補完できる施策を展開することが必要である。
- 6 将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、農地・水・環境保全向上対策の拡充が必要である。
- 7 世界に誇れる安全で安心できる日本の農産物の輸出拡大施策を図ることが必要である。
- 8 Uターン、Iターン等による新規就農者に対しては、就農するために必要な農地の確保に対する支援や資材・施設等に関する資金の借入時の保証等の実情に即した積極的な支援策を行うと共に、新規就農希望者の研修を受け入れる農家への支援を行うことが必要である。